

プロジェクト ASAF 対応（開示に関する取組み）

項目 開示に関する取組み「債務の変動」（2014 年 3 月 IASB 会議）

## 本資料の目的

1. 2014 年 3 月の IASB ボード会議において、開示に関する取組みのうち、「債務の変動」について審議が行われた。本資料は、会議における提案内容及び暫定決定事項について紹介することを目的としている。

## 背景

2. 純債務の調整表は投資家が一貫して要求しており、IASB が 2013 年 5 月に公表した開示フォーラムのフィードバック・ステートメントでは、次のように記載されている。

### （参考）フィードバック・ステートメント「開示フォーラム」（抜粋）

最近 5 年間にわたり、投資家は一貫して IASB に、企業が純債務の調整表を開示し説明しなければならないという要求を導入するよう要望してきた。これは、債務の情報をどのように開示すべきかについて定めることにより、要求の追加が混乱を軽減する可能性があるという利用者が考えている領域の一例である。

3. 2013 年 10 月の IASB ボード会議では、IAS 第 1 号の修正案の一部として純債務の調整表について審議され、留意すべき点として次のことが示された。
  - (1) 開示フォーラムのフィードバック文書において、企業が純債務の調整表を開示し説明しなければならないという要求を導入するかどうか検討するとされていること。
  - (2) 「純債務」という用語の定義に関する論点が存在すること。例えば、年金は債務の一部を構成すべきかどうか。
  - (3) 純債務の調整表から利用者が収集する情報、及び、その情報が使用される方法を深く理解する必要性。
  - (4) 純債務の調整表によって提供される情報の有用性についての懸念。債務とキャッシュを単純に相殺することは、そのキャッシュが実際には負債の相殺又は償還に利用できない場合、有用な情報を提供しないかもしれないこと。
4. 審議の結果、純債務の開示を IAS 第 1 号の修正案の一部として含めないことが暫定的に決定された。また、IASB はスタッフに対して、投資家がなぜ純債務についての情報を有用と考えており、その情報をどのように使用するかを識別すること、及び、IASB の議論のために「純債務」に関する代替的な短期プロジェクトの潜在

的な範囲を示すペーパーを作成するように要請した。

## 利用者の要求の理解

5. 欧州の企業財務報告利用者フォーラム（CRUF）が2008年6月にIASBに行ったプレゼンテーションでは、次のことが述べられていた「純債務の変動に関するキャッシュ・フローの調整表は、事業のキャッシュ・フローの分析結果を理解するのに決定的に重要である。利用者は、純債務の調整表により、すべてのキャッシュ・フローの変動を分析で捉えているかを確認することができる。」。
6. 資本市場諮問委員会（CMAC）での議論では、利用者は純債務についての開示を依然重要だと考えていることが確認された。また、これに加えて、負債を決済するために直ちに利用できるキャッシュを理解できるように、キャッシュに関する情報を改善することを求めている。

## 投資家への調査

7. IASBは2014年1月末に、キャッシュ・フローについて、利用者はどのような情報を求めており、どのように分析に使用しているかを把握するための調査を行った。投資家やアナリストから90の回答があり、特定の法域に偏ることなく、世界各地から集まった。
8. 質問は、債務の開示に関するセクションとキャッシュの開示に関するセクションに分かれており、債務の開示に関するセクションでは次のことを識別した。
  - (1) ほとんどすべての利用者が債務の報告期間内の変動を理解しようとしており、ほとんどの回答者が、常に開示されている訳ではない非キャッシュ項目の変動が重要だと考えていた。その理由として、債務の変動に影響を与える外部要因から経営者の意志決定を区分するため、キャッシュ・フローにおける非キャッシュ・フロー要因の感応度や流動性を理解するため、潜在的なリスクを予測に組み込むため等が挙げられていた。
  - (2) 開示を改善して欲しい分野として、負債の満期分析、債務の変動を評価するためのより詳細な債務の内訳、債務管理に関する経営戦略の理解の改善の3点が要望された。
  - (3) 2013年10月のIASBボード会議において留意された、債務を定義することの困難さに関連した質問として、仮にIASBが債務を定義せず経営者が何を債務に含めたかに関する追加的な開示を要求する場合であっても、過半数の回答者は分析に十分であろうと主張した。

9. キャッシュの開示に関するセクションでは、次のことを識別した。
- (1) 半数の利用者が、キャッシュに重大な制限がある状況に遭遇したことがある。
  - (2) 上記のうち、ほとんどの利用者は、キャッシュの制限に関するリスク又はコストを評価するために必要な情報を入手することができなかった。特に異なる税体系の法域を跨ぐキャッシュの送金コストに関する懸念が示された。
10. また、この調査について、EFRAG の利用者グループ、IFRS-AC 会義及び CMAC において議論したが、得られたフィードバックは調査の結果と同様であった。これらを受けて IASB スタッフは、純債務の調整表は一部の投資家にとって次の点で重要であると考えた。
- (1) キャッシュ・フロー計算書の情報を補足し、企業のキャッシュ・フローに関する利用者の理解を改善する。
  - (2) 企業のキャッシュ・フローに関する投資家の理解が正しいかどうかを立証することに使える。
  - (3) この立証は、将来キャッシュ・フローの予測に対する信頼性を改善する。
  - (4) 企業がさらされている財務に関連するリスクのより深い理解を可能にする。
  - (5) 調整表で識別された変動は、財務（資金調達）の資源に関する情報とこれらの資源がどのように一定期間にわたり展開されるかについての情報を提供する。

#### キャッシュ・フロー情報の使用方法

11. 企業のキャッシュ・フローに関する情報は、概念フレームワークの第 1 章「一般目的財務報告の目的」及び IAS 第 7 号の目的から、財務諸表の利用者に次のことを評価することを可能にする情報を提供することを意図している。
- (1) 企業がキャッシュを生成する能力
  - (2) キャッシュ・フローがどのように使用されるか
  - (3) 企業の財務体質

#### スタッフの分析

##### 債務の変動の調整

12. 現行の IAS 第 7 号の第 45 項では、「企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書において報告される相当する項目との調整を表示しなければならない。」とされているが、似たような調整及び要約は財務活動については要求されていない。「純債務の調整表」は一般的に、債務の内訳における期間の変動を示し現金及び現金同等物を控除する。IASB スタッフは、債務の内訳の変動は本質的に、資本の変動を除く、IAS 第 7

号で定義される財務活動の内訳の変動の要約及び調整と考える。次の4つのオプションが検討されている。

- (a) 何もしない。
- (b) IAS 第1号、第7号、第8号の見直しの開示に関する取組みの詳細なプロジェクトの進展を待つ。
- (c) 投資家が、IAS 第7号で提示される財務活動の内訳の変動を調整することを可能にするようにIAS 第7号を修正して追加的な開示要求を含める。
- (d) IAS 第7号を修正し、財務活動の内訳の変動の調整表(拠出資本の変動を除く)を含める。

13. アウトリーチの結果から、投資家は債務に関する開示の改善を求め続けており、開示に関する取組みの中期的プロジェクトは2014年の遅い時期にしか提案されないことから、オプション(a)及び(b)は賛成しないとされている。

14. オプション(c)については、債務という用語の定義を短期間に行うことは困難なため、回避したいとされている。また、IAS 第7号は、現金と現金同等物の内訳のキャッシュ・フロー計算書の金額と財政状態計算書との調整表の開示を要求する一方で、財務活動は似たような調整表が要求していないが、資本の変動は調整される。利用者は、現在提供されていない財務活動の調整を要求する開示を次のとおり識別している。

- (1) 企業結合の一部として引き受けた又は除去された債務
- (2) 新しいリースの開示
- (3) 外国為替の変動と、財務活動の内訳に対して適用される市場価格の変動

15. オプション(c)では、これらに関するIAS 第7号又は個々の基準の限定的な修正が必要になってしまう。さらに、IAS 第7号の財務の定義において財務として分類される可能性があるすべての項目を識別する必要があり、債務を定義することと同じくらい困難が生じて短期に達成できないかもしれないため、IASB スタッフは推奨しないとしている。

16. オプション(d)における調整表では次のような作業が想定されている。

- (1) IAS 第7号の第10項では、期中のキャッシュ・フローを、営業、投資及び財務の諸活動に区分して報告することを要求している。
- (2) IAS 第7号の第6項では、財務活動を、当該企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動としている。
- (3) IAS 第7号の第17項では、財務活動から生じるキャッシュ・フローの区分開

示は、企業への資本提供者による将来のキャッシュ・フローに対する請求権を予測する上で有用であるため重要であるとされた上で、財務活動から生じるキャッシュ・フローの例として次のものが挙げられている。

- (i) 株式又はその他の資本性金融商品の発行による収入
- (ii) 企業自身の株式の買戻し又は償還のための所有者への支出
- (iii) 社債、借入金、手形借入、抵当権付借入及びその他の短期又は長期の借入れによる収入
- (iv) 借入金の返済による支出、ファイナンス・リースに係る負債残高を減少させるための借手の支出

(4) IAS 第7号の第45項では、企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書で報告している相当する項目との調整を表示しなければならないとされている。

- 17. IAS 第7号に新しい段落を挿入し、企業がIAS 第7号第10項に従って財務活動に分類された項目（拠出資本の内訳や規模の変動を除く）に対する、財政状態計算書の期首と期末の残高の調整表を開示することが提案されている。
- 18. このオプションでは、IAS 第7号における財務活動の現行の定義に依存しつつも資本の変動を除いているため、負債の定義を要しない点が利点とされている。しかし、IAS 第7号の財務活動と同様に「緩く」定義されているという欠点があるため、すべての企業に横断的な一貫性はないかもしれない。例えば、年金に関するキャッシュ・フローを財務活動に入れるかもしれない一方で、他の企業は同意せず、営業活動に入れるかもしれない。

#### 債務に関する開示の改善

- 19. アウトリーチでは、利用者は、純債務の調整表の開示のみでなく、負債義務の満期分析を含む、企業の財務構造に関連したリスクの評価を助けるような改善を要望していることを識別した。IFRS 第7号「金融商品：開示」では、利用者が、企業がさらされている金融商品から生じるリスクの性質と程度を評価することを可能にする開示を要求する。特に、IFRS 第7号第39項は、デリバティブ以外の金融負債の満期分析を要求している。
- 20. しかし、IASB スタッフは、投資家へのさらなるリサーチと、作成者とのさらなる議論が必要だと考えた。IASB は現在、開示に関する取組みの一部分として表示及び開示原則を見直す中期のプロジェクトを進めており、この作業は短期プロジェクトとしてではなく、このプロジェクトの一部として実施することを提案してい

る。

### キャッシュに関する開示

21. 純債務の調整表は現金及び現金同等物を「債務」から控除するが、実際には債務の決済に利用できないかもしれないことに留意した。IAS 第7号第45項、及び第48項では、現金及び現金同等物の内訳、現金及び現金同等物残高のうち、グループが利用できない重要な金額の開示を要求している。
22. キャッシュに関する開示についての利用者のニーズを理解するためのより大掛かりなリサーチが必要と考えており、これも、中期の開示に関する取組みプロジェクトの一部として実施すべきと提案されている。

### IASB スタッフの提案（暫定決定）

23. IASB スタッフは、IASB は投資家の懸念に対処するために、IAS 第7号の狭い範囲の短期的修正を検討し、次のことに対処すべきであると提案した。
  - (1) 企業が IAS 第7号第10項に従って財務活動に分類された項目（拠出資本の内訳や規模の変動を除く）に対する、財政状態計算書の期首と期末の残高の調整表を開示すること。
  - (2) 債務とキャッシュの制限に関連する潜在的な開示の改善として識別した分野について、開示に関する取組みの一部として対処すること。
24. IASB Update による IASB の暫定決定事項は次のとおりである。IASB メンバー全員が賛成した。

#### IASB による暫定決定事項

IASB は、企業の財務活動（拠出資本の変動を除く）の一部を構成する負債の期首と期末の調整表を要求するように、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の短期的修正を検討することを暫定的に決定した。また、IASB は、キャッシュに対する制約に関する開示を改善するための IAS 第7号の短期的修正も検討する。IASB は、長期の開示イニシアティブのプロジェクトは IAS 第7号のより根本的な見直しを含む可能性があることに留意した。

#### 次のステップ

債務の変動に関するプロジェクトについて、IASB は、利用者及び作成者との追加的なアウトリーチを実施してから IAS 第7号の修正案を検討する予定である。そ

のアウトリーチでは、企業の財務活動（拠出資本の変動を除く）の一部を構成する負債の期首と期末の調整表を要求する提案によって、財務諸表での開示が改善されるのかどうかの理解に重点を置く。

#### ディスカッション・ポイント

IASB スタッフによる提案及び IASB の暫定決定事項について、ご意見を頂戴したい。

以 上

(別紙) 純債務の調整表の例

(2014年3月のIASBボード会議アジェンダ・ペーパーより抜粋)

	20X1	20X2
	CU	CU
<b>Cash and cash equivalents 現金及び現金同等物</b>		
Cash 現金	1,900	1,300
Bank overdrafts 当座借越	(50)	(60)
Net cash & cash equivalents 現金及び現金同等物の純額	1,850	1,240
<b>Net debt 純債務</b>		
Non-current borrowings (long-term debt) 非流動借入金(長期債務)	(5,800)	(5,700)
Current borrowings (short-term debt) 流動借入金(短期債務)	(1,400)	(1,300)
Derivative instruments デリバティブ商品	40	38
Total debt 債務合計	(7,160)	(6,962)
Net cash & cash equivalents 現金及び現金同等物の純額	1,850	1,240
Net debt 純債務	(5,310)	(5,722)
<b>Reconciliation of net debt 純債務の調整表</b>		
Net debt at beginning of the period 期首の純債務	(4,700)	(5,310)
Cash Flows of the entity 企業のキャッシュ・フロー	140	(610)
Acquisition 取得	(800)	(142)
Other non-cash changes その他の非キャッシュの変動	-	200
Exchange movements 為替の変動	50	140
Net debt at the end of the period 期末の純債務	(5,310)	(5,722)

以上